

○大野市九頭竜保養の里設置条例施行規則

平成 1 7 年 1 1 月 4 日

規則第 5 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大野市九頭竜保養の里設置条例（平成 1 7 年条例第 6 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の遵守すべき事項)

第 2 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで金品の募集、物品の販売又は展示を行わないこと。
- (2) 火災及び盗難の防止等に留意し、館内における秩序を維持すること。
- (3) 浴場において、浴場内を不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(損傷の届出等)

第 3 条 施設等を損傷し、又は滅失したものは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用終了の届出)

第 4 条 利用者は、施設等の利用を終えたときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第 5 条 利用者は、条例第 1 4 条の規定により原状に回復したときは、市長の点検を受けなければならない。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 1 1 月 7 日から施行する。